

# 我孫子市木造住宅耐震改修工事

## 助成制度のご案内

市では、昭和56年5月以前の旧耐震基準により設計・建築された木造住宅で、耐震性がない住宅を耐震改修工事実施したときに、その費用の一部を助成します。



我孫子市マスコットキャラクター  
手賀沼のうなぎちゃん

平成31年4月

我孫子市

都市部建築住宅課

# 木造住宅耐震改修工事助成事業

## 1 受付期間・助成棟数について

受付期間 : 平成31年5月7日(火)～平成31年11月29日(金)

助成棟数 : 5棟(先着順)

## 2 助成対象について

耐震改修工事助成の対象となる木造住宅(助成対象住宅)は、次の各項目のいずれにも該当するもの

- (1) 市内に現に存する建築物で、建築基準法に基づいて建築された建築物であること。
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された建築物であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準(建築基準法施行令(昭和55年政令第196号)の改正以前の耐震基準)に基づいて建築されたものであって、かつ、昭和56年6月1日以降に増改築されていない建築物であること。
- (4) 自己居住用の一戸建ての専用住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上のもの)であること。
- (5) 地上階数が2以下であること。
- (6) 木造住宅耐震診断士が実施した耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物で、かつ、耐震改修工事後の当該建築物に期待できる耐震性が、「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」であること。

《参考》

評 点	判 定	備 考
1.5 以上	倒壊しない	
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない	
<b>0.7 以上～1.0 未満</b>	<b>倒壊する可能性がある</b>	<b>評点 1.0 以上になるよう 改修工事を行いましょ</b>
<b>0.7 未満</b>	<b>倒壊する可能性が高い</b>	

※耐震改修工事助成の申請をすることができない者は、次のいずれかに該当するもの

- (1) 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納している者
- (2) 助成対象住宅について、現に居住していない者又は現に居住し、耐震改修工事施工後、引き続き居住しない者
- (3) 助成対象住宅の所有者以外の者

### 3 耐震改修工事の設計・監理及び施工事業者を行う者について

耐震改修工事の設計及び工事監理を行う者は、我孫子市に登録している「木造住宅耐震診断士」であること。

また、耐震改修工事の工事を行う者は、我孫子市に登録している「施工事業者」であること。

※木造住宅耐震診断士及び施工事業者の名簿は、建築住宅課の窓口及びホームページで閲覧できます。

また、木造住宅耐震診断士及び施工事業者への依頼については、申請者が行ってください。

### 4 耐震改修工事の内容について

地震に対する木造住宅の安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事をいう。

具体的には、木造住宅耐震診断士が実施した耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された建築物を、耐震改修工事後に「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」へ改修工事を行うことである。

### 5 助成額について

#### ① 収入分位40%以下の世帯

**耐震改修工事に要した費用の2分の1以内の額。**

ただし、50万円を限度とする。

#### ② 上記以外の世帯

**耐震改修工事に要した費用の3分の1以内の額。**

ただし、50万円を限度とする。

#### 《収入分位40%以下の世帯の収入基準早見表》

	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
給与収入の場合 (前年1年間の総収入金額)	3,887,999 円以下	4,363,999 円以下	4,835,999 円以下	5,311,999 円以下	5,787,999 円以下
事業所得の場合 (前年1年間の必要経費控除後の所得金額)	2,568,000 円以下	2,948,000 円以下	3,328,000 円以下	3,708,000 円以下	4,088,000 円以下

※収入分位40%以下の世帯とは、公営住宅法施行令第1条第3号に規定する**月収額が21万4千円以下の世帯**をいう。

## 6 耐震改修工事助成金交付申請について

我孫子市木造住宅耐震改修工事助成金交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、建築住宅課に提出してください。（7 提出書類参照）

なお、助成対象建築物を複数の方で所有している場合は、申請者を選定してもらい、耐震改修工事の実施及び助成金の受領について、共同所有者の同意が必要です。

申請の際、同意書を提出していただきますので、予め、共同所有者の同意を得ておいてください。

**※助成金交付申請前に、着手した場合には、助成金を交付することはできませんので、注意してください。**

## 7 提出書類について

### ● 助成金交付申請

書類の名称	入手先
<input type="checkbox"/> 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成金交付申請書(様式第8号)	建築住宅課
<input type="checkbox"/> 検査済証の写し又は建築確認通知書の写し又は建築台帳記載証明書	申請者
<input type="checkbox"/> 住民票謄本(ただし、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は省略可)	市民課
<input type="checkbox"/> 家屋の登記事項証明書	柏法務局
<input type="checkbox"/> 耐震診断の結果報告書(木造住宅耐震診断士が作成したもの)の写し	申請者
<input type="checkbox"/> 建築物の概要が分かる図面(配置図、平面図、立面図等)	申請者
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計図書 図面には、建築士の記名(建築士登録番号含)及び捺印、補強箇所、位置、補強材料(大臣認定の表示)、補強金物(告示番号の表示)等必要事項を記載して下さい。また、補強方法についての仕様書等も添付して下さい。	耐震診断士
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計図書に基づく耐震診断の結果報告書(木造住宅耐震診断士が作成したものに限る。)の写し	耐震診断士
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事に係る設計及び工事監理並びに工事に要する経費に係る見積書又はその写し	耐震診断士・ 施工事業者
<input type="checkbox"/> 市民税、固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書(ただし、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は省略可)	課税課
<input type="checkbox"/> 世帯全員の所得証明書又は課税証明書(収入分位40%以下の世帯の)	課税課

場合) (ただし、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は省略可)	
<input type="checkbox"/> 助成対象建築物を複数の方で所有している場合は、同意書	申請者
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	—

## ● 実績報告

書類の名称	入手先
<input type="checkbox"/> 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成事業実績報告書(様式第12号)	建築住宅課
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事後の耐震診断結果報告書<最終>(木造住宅耐震診断士が作成したもの)の写し	耐震診断士
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計図書<最終>	耐震診断士
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事の施工前及び施工後の写真並びに耐震改修工事に使用した材料の仕様等	耐震診断士・ 施工事業者
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計及び工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し	申請者
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事の施工に係る契約書の写し及び領収書の写し	申請者
<input type="checkbox"/> 工事内訳書(耐震改修工事とリフォーム工事を行った時は、各工事を区分した工事内訳書)	耐震診断士
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	—

※ 実績報告書は、耐震改修工事の完了日から30日以内又は改修助成金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出すること。

## ● 交付金の請求

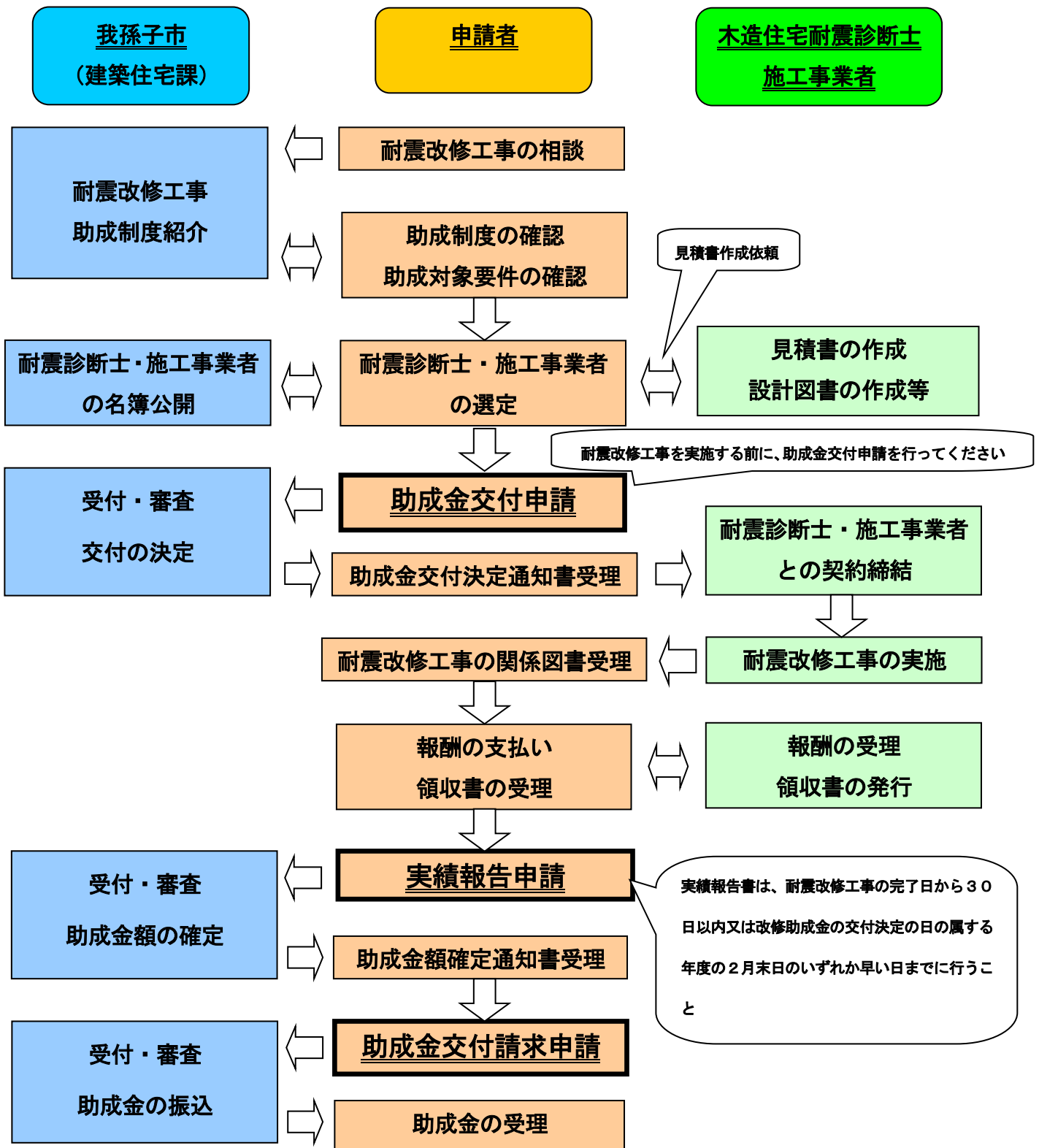
書類の名称	入手先
<input type="checkbox"/> 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成金交付請求書(様式第14号)	建築住宅課
<input type="checkbox"/> 我孫子市木造住宅耐震改修工事助成金確定通知書の写し	申請者

### 【お問い合わせ】

我孫子市 都市部 建築住宅課  
〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地  
電 話 04-7185-1541  
FAX 04-7185-4329  
ホームページ <http://www.city.abiko.chiba.jp/>

# 木造住宅耐震改修工事

## 交付申請から助成金受領までの手続きの流れ



※現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合は、固定資産税の減額措置及び所得税の特別控除の措置が受けられます。

固定資産税の減額措置及び所得税の特別控除の手続きで必要になる「増改築等工事証明書」の発行につきましては、耐震改修工事の設計及び工事監理を行った木造住宅耐震診断士より発行してもらってください。